

2019 年度以降 評議員申請 注意事項

2019 年 1 月吉日
内視鏡外科学会事務局

2019 年度以降 評議員申請をされる際、以下の変更点につき、ご注意ください。

1) 一度評議員資格を失効され、再度申請をされる場合

評議員が、評議員の資格を喪失した後、再度評議員となることを申請しよう とするときは、その資格の喪失の日から 3 年を経た後でなければならない。(定款第 4 章 第 12 条)

2) 正会員申請の条件変更に伴う、申請方法

下記、定款の変更により、従来メディカルスタッフ会員の方でも、評議員申請時までに「正会員」へ区分変更することで、評議員申請が可能となります。

正会員

本会の目的に賛同する以下のいずれかの者とする。ア 医師 イ 医学研究者 ウ 看護師、臨床工学技士、臨床検査技師および放射線技師等であって医療 に従事している者

(定款第 3 章 第 5 条)

※従来通り(ウ)の区分の場合は「メディカルスタッフ会員」への登録も可能です。つまり、(ウ)の区分の場合は、正会員 もしくは メディカルスタッフ会員 どちらかへの登録が可能となります。

以上